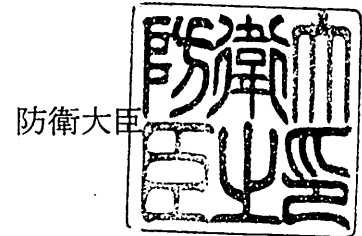




防官文第6076号  
平成24年4月27日

## 開示決定等の期限の延長について（通知）

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 殿



平成24年3月28日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称  
平成20年度 情報公開法改正に関する法令協議  
（行政文書ファイル管理簿：防衛省大臣官房文書課分）に綴られた文書  
（他の法律の改正に付随する改正も含む。（抜粋可））
- 2 延長後の期間  
30日（延長後の開示決定等期限：平成24年5月28日（月））
- 3 延長の理由  
開示決定等に係る事務処理及び調整に時間を要するため。

\*担当課等  
大臣官房文書課

請求受付番号：2012.3.28-本本B1258



防官文第6077号  
平成24年4月27日

## 開示決定等の期限の延長について（通知）

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 殿



平成24年3月28日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称  
平成22年度 情報公開法改正に関する法令協議  
（行政文書ファイル管理簿：防衛省大臣官房文書課分）に綴られた文書  
（他の法律の改正に付随する改正も含む。（抜粋可））
- 2 延長後の期間  
30日（延長後の開示決定等期限：平成24年5月28日（月））
- 3 延長の理由  
開示決定等に係る事務処理及び調整に時間を要するため。

\*担当課等  
大臣官房文書課

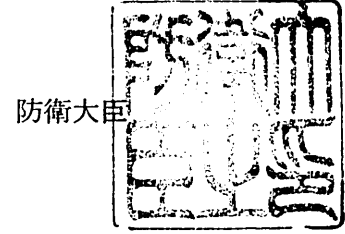
請求受付番号：2012.3.28-本本B1260



防官文第7286号  
平成24年5月28日

# 行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 殿



平成24年3月28日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

## 記

### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 平成21年法令協議第40号（法の改正に関する部分）
- (2) 平成21年法令協議第57号（法の改正に関する部分）
- (3) 平成21年法令協議第79号（法の改正に関する部分）

### 2 不開示とした部分とその理由

上記1(1)から(3)の文書中の霞ヶ関WANの協議URL、ユーザー名及びパスワードについては、関係機関との連絡等に関する情報であり、これを公にすることにより、関係機関相互の連絡を妨害することが可能となる等、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため不開示とします。

\* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

### 3 開示の実施の方法等

#### (1) 開示の実施の方法等

\* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額※
A4判用紙 108枚 (うち、カラー 4枚)	①閲覧	用紙100枚までごとに つき100円	200円 (実支払い額 0円)
	②複写機により用紙に 複写したものの交付 (白黒)	用紙1枚につき10円	1,080円 (実支払い額 780円)
	③複写機により用紙に 複写したものの交付 (カラー)	用紙1枚につき10円 及びカラーについては用 紙1枚につき20円	1,120円 (実支払い額 820円)
	④スキャにより電子化し てCD-Rに複写したもの の交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき100円 に、用紙1枚ごとに 10円を加えた額	1,180円 (実支払い額 880円)

※ 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。（ただし、1開示請求につき300円を限度とします。）詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

注 スキャナにより電子化し、PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、スキャナの性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事務所における閲覧を実施することができる日時、場所

日時：平成24年6月18日(月)～平成24年7月18日(水)09:30～17:00  
(12:00～13:00及び土、日、祝日を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

(3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)

準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね14日までに発送予定

送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ②③ 390円、④ 140円

\* 開示請求受付日：平成24年3月28日

補正期間：なし。

開示決定日：平成24年5月24日

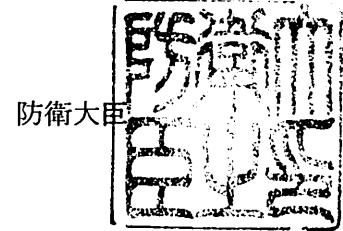
請求受付番号:2012.3.28-本本B1258



防官文第7287号  
平成24年5月28日

# 行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 殿



平成24年3月28日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

## 記

### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 平成23年法令協議第43号
- (2) 平成23年法令協議第82号

### 2 不開示とした部分とその理由

上記1(1)の文書中の霞ヶ関WANの協議URL、ユーザー名及びパスワードについては、関係機関との連絡等に関する情報であり、これを公にすることにより、関係機関相互の連絡を妨害することが可能となる等、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため不開示とします。

\* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

### 3 開示の実施の方法等

#### (1) 開示の実施の方法等

\* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額※
A4判用紙 325枚	① 閲覧	用紙100枚までごとにつき100円	400円 (実支払い額 100円)
	② 複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき10円	3,250円 (実支払い額 2,950円)
	③ スキャナにより電子化してCD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、用紙1枚ごとに10円を加えた額	3,350円 (実支払い額 3,050円)

※ 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。（ただし、1開示請求につき300円を限度とします。）詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

注 スキャナにより電子化し、PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、スキャナの性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

#### (2) 事務所における閲覧を実施することができる日時、場所

日時：平成24年6月25日(月)～平成24年7月25日(水)09:30～17:00  
(12:00～13:00及び土、日、祝日を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

- (3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)  
準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね20日までに発送予定  
送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ② 850円、③ 140円

\* 開示請求受付日：平成24年3月28日  
補正期間：なし。  
開示決定日：平成24年5月24日

請求受付番号:2012.3.28-本本B1260